

仕様書

1 業務名称

令和6年度 針中野駅・駒川中野駅周辺エリア活性化推進業務委託

2 事業目的と概要

東住吉区では、2021年3月に「東住吉区将来ビジョン（2021-2025）」及び「東住吉区まちづくりビジョン」を策定し、主に子育て層の人口減少に伴うまちの活力低下を抑えるため、「子どもが輝き、みんながしあわせなまち」をめざすべき将来像と定めた。

現在、「東住吉区まちづくりビジョン」に則り、戦略的なまちづくりを順次展開しているところであり、針中野駅・駒川中野駅周辺エリア（以下「エリア」という。）についてもビジョンの方向性である「都心にほど近い、便利な暮らし」をめざし、エリア活性化に向けた取組等を進めている。令和4年度は、関係事業者参加のエリア活性化に向けた打ち合わせ会を開催し、主に長居公園とエリアの接続強化による回遊性向上について検討した（「令和4年度 針中野駅・駒川中野駅周辺エリア活性化のための検討・調査業務報告書」参照）。令和5年度は、エリア活性化に向けた打合せ会を「針中野駅・駒川中野駅周辺エリア活性化推進会議」（以下「推進会議」という。）に改組し、有識者を交えて他都市事例の研究等を行っている。

今後も推進会議での検討のもと、長居公園との接続強化による回遊性向上によりエリアの活性化をめざす。本業務委託は、行動計画を策定するとともに、推進会議の推進体制を構築することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日～令和7年3月31日

4 履行場所

東住吉区内

5 発注者から提供する資料

- ・「東住吉区まちづくりビジョン」、
 - ・「令和4年度 針中野駅・駒川中野駅周辺エリア活性化のための検討・調査業務報告書」、
 - ・「令和5年度 針中野駅・駒川中野駅周辺エリア活性化推進会議」
- 以上の資料をデータ（CD-R）にて提供する。

6 業務内容

本業務の対象エリアは、
針中野1丁目～4丁目、湯里1丁目～2丁目、鷹合1丁目～2丁目、
東田辺1丁目～3丁目、駒川4丁目～5丁目とする。

(1) 推進会議

発注者が、年4回（概ね四半期に一度）主催する推進会議に参加し、行動計画及び組織体制の案を示すこと。

ア 行動計画策定

(ア) 第1回～第3回会議

行動計画について、A 4両面で1枚以上の資料を作成し、資料の説明、意見の聴取、質疑に応答すること。

(イ) 第4回会議

行動計画の案を示すこと。

イ 組織体制の構築

(ア) 第1回～第3回会議

行動計画の実現に向けた組織体制について、A 4両面で1枚以上の資料を作成し、資料の説明、意見の聴取、質疑に応答すること。

(イ) 第4回会議

組織体制の案を示すこと。

(2) 打合せの実施

下記のとおり打合せを行うこと。

- ・本業務にかかるスケジュール等について契約後速やかに実施すること。
- ・推進会議開催前に実施すること。
- ・業務報告書内容について業務実施報告書提出前に実施すること。

業務の実施にあたっては、発注者と都度十分な協議を行い、その意図や目的を理解した上で、従事すること。また、業務に係る最新の事例、情報等の収集に努めるとともに、関連する資料を提示するなど、業務精度向上への反映に努め、実効性の高い具体的な提案を示すことを求める。

6 事業計画及び事業報告

(1) 本業務の実施にあたっては、契約後速やかに実施する打合せの際に、発注者と協議の上、事業実施計画書を作成し、提出すること。

(2) 本業務の終了時、事業実施報告書を作成し、発注者に提出すること。

- ・ 報告書 (A 4版製本—20頁程度) 2部
- ・ 報告書の概要 (A 3—1枚) 2部
- ・ 関連して作成した資料 一式
- ・ 上記電子データ 一式

(CD-Rを原則とし、必要な文字、数値等の内容が判読できる精度を確保すること。)

7 運営体制等

(1) 管理責任者は、本業務に携わるスタッフを監督し、常に適正な管理に務めること。

(2) 業務中に事故等が発生した場合、管理責任者は直ちに事故等の調査をし、発注者へ事故等の詳細を報告するとともに、速やかに事故等の処理を行うこと。

(3) 受注者は、本業務にかかる問合せ・苦情があった場合、誠意をもって対応し、解決すること。

8 休業時の取扱い

災害等により当初のスケジュールで実施できない場合、発注者と受注者において適宜

協議・調整すること。

9 個人情報の取扱い

- (1) 受注者は本業務の履行に際し、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例、関係法令及び関係規程を遵守し、個人情報を適正に取り扱う。
- (2) 個人情報が漏えい、滅失、き損又は改ざんされないよう、適正な管理に努めなければならない。
- (3) 本業務に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。本業務の終了後においても同様とする。
- (4) 個人情報を本業務以外の目的に使用してはならない。
- (5) 個人情報を第三者へ提供してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (6) 個人情報を複製及び複製してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- (7) 個人情報に関する本業務の履行において事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- (8) 発注者は、受注者に対し個人情報の取扱いについて立ち入り検査を行い、又は必要な措置を講じるように指示することができる。
- (9) 受注者は、個人情報が記載された資料を本契約の終了後直ちに発注者に返還及び引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、それに従うものとする。
- (10) 発注者は、受注者が本仕様に定める個人情報の取扱いに違反していると認めたときは、本契約の解除及び受託者に対する損害賠償の請求をすることができる。
- (11) 発注者は、受注者が大阪市個人情報保護条例第 15 条第 1 項のいずれかの規定に違反していると認めるときは、受注者に対し是正勧告を行い、勧告に従わない場合はその事実を公表する措置を講じることができる。

10 損害賠償

- (1) 受注者は故意または過失により、第三者に損害を与えた場合は、受注者はその損害を賠償しなければならない。
- (2) 委託業務の履行に際し、受注者が損害を受けた場合は、発注者の責に帰すべき場合を除き、発注者は損害賠償の責を追わないものとする。

11 新型コロナウイルス感染症を含む感染症にかかる対応

受注者は新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対策として次の対策を講じること。なお、状況によっては、発注者と協議のもと、業務内容を変更若しくは休業する場合又は業務を中止とする場合もある。

- (1) 受注者は、厚生労働省や大阪府等が示すマスクの着用の考え方に基づき対応するとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大状況によって臨機応変に対応すること。
- (2) 厚生労働省や大阪府、大阪市等が示す指針等に基づいた対策を講じること。新型コロナウイルス感染症を含む感染症等に感染又は感染が疑われる場合並びに濃厚接触者と

なった場合においては、厚生労働省や大阪府、本市等が示す指針等に基づいた対応を図ること。

12 その他

- (1) この仕様書及び募集要項に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。
- (2) 本業務にかかる協議、打合せ等の必要経費はすべて受注者の負担とする。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、発注者と連絡調整を密に行い円滑に業務を遂行すること。
- (4) 企画や実施に関する経費など、本業務に関する一切の経費は、すべて契約金額に含まれるものとする。
- (5) 成果物に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は、発注者に帰属するものとする。
- (6) 守秘義務として、本業務にあたり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

13 担当

〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号

大阪市東住吉区役所総務課（東住吉区役所5階51番窓口）

担 当：磯井・小杉・柴田

T E L：06-4399-9976

F A X：06-6629-4533

メール：tv0001@city.osaka.lg.jp